

中小事業者に対する支援（一時金）

売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

対象	<p>緊急事態宣言[*]に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、 売上が減少した中堅・中小事業者</p> <p>※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域及び協力金の上限額引き上げの対象となる緊急事態宣言発令地域に準じた取組を行うことが特措法担当大臣により確認された地域を順次追加。</p>
要件	<p>緊急事態宣言の再発令に伴い、</p> <ul style="list-style-type: none">①緊急事態宣言発令地域等[*]の飲食店と直接・間接の取引があること、 (農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしごりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定) または、②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと (旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定) <p>により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること</p> <p>※緊急事態宣言の対象地域以外の地域であって、協力金の上限が引き上げられる、ステージIVに向けて感染が拡大している地域であり、緊急事態宣言発令地域と同じ飲食店の夜8時までの営業時間短縮などの4点の主な取組を実施する等の要件を満たすことが特措法担当大臣により確認された地域を含む。</p>
支給額	<p>法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給</p> <p>※算出方法：前年1月及び2月の事業収入 - (前年同月比▲50%以上の月の事業収入 × 2)</p>
申請方法 (調整中)	<p>前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言等によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。</p> <p>なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。</p>

中小事業者に対する支援（補助金）

コロナの影響を受ける中小事業者向け補助金

- 3次補正予算案では、コロナの影響が長期化する中、中小事業者等の事業再構築を支援する事業再構築補助金や、感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換に向けた取組みを支援する中小企業生産性革命推進事業の特別枠を措置している。

事業再構築補助金 予算額：1兆1,485億円

中小企業生産性革命推進事業 予算額：2,300億円

	補助上限	補助率	補助上限 補助率	通常枠	特別枠
中小企業（通常枠）	6,000万円	2/3	ものづくり補助金 (設備導入等)	1,000万円 1/2 (小規模2/3)	1,000万円 2/3
中小企業（卒業枠※1）	1億円	2/3	持続化補助金 (販路開拓等)	50万円 2/3	100万円 3/4
中堅企業（通常枠）	8,000万円	1/2 ※4,000万円 超は1/3	IT導入補助金 (IT導入)	450万円 1/2	450万円 2/3
中堅企業 (グローバルV字回復枠※2)	1億円	1/2			

※1 計画期間内に中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2 グローバル展開により高い成長率の達成を目指す中堅企業向けの特別枠。

- 3次補正予算案に計上した事業再構築補助金や持続化補助金について、緊急事態宣言等による影響を受けたことを証明する事業者が申請をした場合は、審査において加点し、優先的に採択する。

中小事業者に対する支援（資金繰り支援）

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに200万件、40兆円を超える融資・保証を実施。
- 今後の資金繰り支援に万全を期すため、これまでの実績も踏まえて、3次補正予算案において追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。（予算額**3兆2,049億円**）。
- 今回、迅速な資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫等における運用について、
① 「直近1ヶ月」の売上減少（※）を要件としていたところ、「直近2週間以上」での比較も可とする。
(※)個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。

現行	運用緩和後
直近1ヶ月 の売上高を前年又は前々年の同期と比較	直近1ヶ月（ <u>直近2週間以上でも可</u> ） の売上高を前年又は前々年の同期と比較

- ② 融資の申請時に、「試算表」（月次の売上等を記載した資料）を省略可とする。
- ③ 融資の申請時に、「押印」を不要にする。